

2007年12月23日および2008年1月18日：名古屋地方検察庁あて  
「不起訴処分理由などについての問い合わせ」と回答メモ

\*以下の文書は、2007年12月23日付けであらかじめ送っていただいた文書に、翌年1月18日の面接の際に担当検察官から受けた説明の要旨を追記したものです。

【 】で示した部分が面接当日の担当検察官の説明、( )部分が半沢の反論又は補足、それ以外が12月23日付け文書の内容です。

2007年12月23日

〒460-8523 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1  
電話 052-951-1481(代表)  
052-951-1913(直通)  
名古屋地方検察庁  
刑事部 曾我正平様

〒 . 東京都足立区  
自宅電話 - -  
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

#### 不起訴処分理由などについての問い合わせ

冠省 12月21日付け「名地検第10595号」処分通知書が、昨22日に到着しました。

この処分結果について、下記のとおりその詳しい理由を御教示願いたく、刑事訴訟法第261条に基づき請求いたします。

#### 記

##### 1. 不起訴処分の概要に関すること

一般に、刑事事件が不起訴とされる理由には「証拠不十分」「嫌疑不十分」「嫌疑なし」「被疑者死亡」など幾つかのパターンがありますが、曾我様は、本件告訴についてはこれらのいずれに該当すると御判断されたのでしょうか。

【嫌疑不十分と判断しました。】

(それは「不十分ではあるが嫌疑の存在が認められた」という意味に解釈してよいのですか?)

【そう解釈していただいて差し支えありません。】

不起訴には大きく分けて、起訴猶予とそうでないものとの2種類がありますが、本件告訴はこの2つのいずれに該当するのでしょうか。

【起訴猶予ではありません。】

2名の被告人のうち、氏と氏とで、上記の区分に違いはあるのでしょうか。

【2名の間での違いはありません。】

## 2. 証拠に関すること

### (1) 神宮前駅ホーム上のカメラについて

私が、本件告訴に係る脅迫・暴行事件が発生した瞬間を捉えていた可能性があるカメラがホーム上に設置されているのを確認済みであること、また名鉄が防犯ビデオという証拠を隠匿若しくは隠滅している可能性を否定できないことなどは、2月2日付けで熱田警察署刑事課長の犬島氏に送付した手紙に記し、また写真を添付したとおりです。

私は、このカメラが、名鉄の言うとおりに本当にモニター用でしかないのか、それとも実は防犯用の録画装置の一部で名鉄が映像記録媒体を隠匿若しくは隠滅しているのかについて、真実は後者ではないかとの疑惑を払拭できるだけの説明を、未だにどこからも受けていません。

私が、真実が後者ではないかとの疑念を抱いているのは、神宮前駅では以前から利用者同士のトラブルに起因する事件がしばしば発生していて、名鉄はそのつど警察から防犯ビデオの有無を照会されていて、したがって名鉄は防犯ビデオ設置の必要性を当然認識していなければおかしいはずなのに、名鉄は熱田警察署や国土交通省中部運輸局鉄道部監理課からの照会に対して、「(録画機能を有する)防犯ビデオは改札コンコースにしか設置していない」という、不自然な回答をしているからです。つまり、名鉄のそのような姿勢は、良識ある公益事業者が本来取るべき防犯・治安対策の姿から、余りにかけ離れ過ぎているからです。

もしも真実が前者であるとしたら、名鉄には自社の鉄道施設内における犯罪の抑止(鉄道利用者の危害防止=治安上の安全の確保)に必要な対策を講じるべき責務を故意に怠り続けている、施設管理者としての不作為責任が所在していることになる理屈です。それは明らかに、鉄道営業法第25条に抵触する違法行為であると、私は考えます。また、真実が後者であるとしたら、それは明らかに証拠隠匿若しくは証拠隠滅という犯罪です。つまり、真実が上に記した2つのいずれであったとしても、名鉄には鉄道利用者に対して(治安上の)安全を確保するべき義務について自らの責任逃れを正当化している、反社会的な事実があることとなります。

曾我様は、上に記したホーム上のカメラの件に係る一連の疑惑や問題点について、捜査の結果どのような理由でどのような結論に達したのかを、私は知りたく考えております。

【私からも名鉄に照会したところ、問題のカメラはモニター用であって録画用ではないとの回答でした。】

(名鉄が警察や曾我様に嘘をついていないかどうかの裏付けを取る捜査、つまり神宮前駅事務室のモニター装置からビデオデッキなどの録画装置を最近になって取り外した痕跡がなかったかどうかの結果はどうでしたか?)

【そこまでは調べていません。また、その点について警察からどのような申し送りがあったかについては、お教えできません。】

### (2) 目撃証言がなかったことが、不起訴処分にどのように影響したかについて

私は、昨年12月22日に本件告訴に係る脅迫・暴行事件が発生した後、直ちに熱田警察署神宮前交番に被害を届け出、被害届はその場で受理されました(被害受理番号：平成18年2174号)。

ところが、熱田警察署は、事件発生から約1ヶ月もの間、すなわち私が今年1月21日付けで「1月16日に事件発生現場(神宮前駅ホーム)を再訪した際、現場付近には目撃情報の提供を呼びかける掲示物の類が見当たりませんでした。どういうことですか?」と問い合わせる手紙を出すまでの間、捜査を怠り事件を放置していました。このことは、熱田警察署刑事課長の犬島氏が、1月29日に拙宅へかけてきた電話で「掲示を出すこと

に思いが至らなかった」と陳謝したことから明白です。

熱田警察署は、私からの指摘を受け、急きょ目撃情報の提供を呼びかけるA4判サイズの手書きの貼り紙（コピーの交付、及び筆写のいずれも、大島氏から拒絶されました）を作成し、約1ヶ月間、現場付近のホームの柱に2枚ほど掲出していたそうですが、目撃者の申出は1人も現れなかったそうです。私は、そのことを、8月20日に供述調書作成のため同署を再訪した際に、大島氏から聞かされました。

本件告訴について不起訴とされた理由が「証拠不十分」だったのかどうか不明ですが、もしも目撃証言があったとしたら、その証言内容によっては本件告訴について起訴とされた可能性があったのかどうかを、私は知りたく考えております。

なぜなら、上に記したとおり、熱田警察署の関係者には私が出した被害届を軽視した姿勢があったことは、大島氏が電話で私に陳謝していたことから明らかです。つまり、本件告訴が不起訴とされたことで、私が本件告訴に係る犯罪被害について泣き寝入りを強いられる結果に終わることになってしまったのは、熱田警察署の初動捜査に問題があって目撃証言が得られなかったことが一因ではないかという思いを、私は拭い去ることができないからです。

【確かに目撃証言がなかったのは大きかったです。警察がきちんと捜査をしていていればよかったとは思いますが、その点については私はコメントする立場にありません。】

### (3) 「疑わしきは罰せず」の原則に関連することについて

私は、上記のとおり8月に熱田警察署で「目撃証言は得られなかった」旨を聞かされた時点で、本件告訴は証拠不十分で不起訴とされてしまうだろうと感じておりました。

客観的証拠なしに人を罰してはならない、いわゆる「疑わしきは罰せず」の大原則が、冤罪を防ぐためにそれなりの必要性があることは、私にも理解できます。

しかし、そのような証拠至上主義による司法は、一方では真実よりも証拠（の有無）を優先することによって事実が歪められ、加害者が処罰されず、したがって犯罪の被害者が救済されないという、正義に反した状況をしばしば生み出す原因になっています。

本件告訴に関して言えば、氏が、駅員としての業務の遂行中に自分の目の前で発生した暴力行為に見て見ぬふりをし、その被害者である私を見殺しにしたのが真実であっても、証拠（防犯カメラの記録映像や目撃証言など）がなければ「やっていない」と嘘をついたり黙秘したりすることで、刑罰を免れることができるわけです。また名鉄にしても、会社の社会的体面（メンツ）を守るため従業員の不祥事を隠ぺいする目的で、氏と氏にその上司を通して「証拠がないのだからシラを切り通せ（何も話すな）」と指示していたのであろうことは、容易に想像できます。

本件告訴が不起訴処分とされたことについては、罪を犯した者（氏と氏、更には不祥事の隠ぺいを目論んだ名古屋鉄道株式会社）に社会的制裁を科す機会を奪い、同時に・両氏や名鉄に「証拠さえなければずるい者勝ち」という再犯の動機（「今後再び暴力行為に遭遇したときには今回同様見て見ぬふり（責任逃れ）をしたほうが得」という考え方）を植え付けてしまったという意味において、冤罪を生み出すのに劣らない、社会正義に反する重大な問題点をはらんでいると、私は考えます。

曾我様は「疑わしきは罰せず」の大原則に基づいて不起訴処分の決定を下したのであろうと、私は推察しております。ただ、そのことが一方では告訴人（私）に犯罪被害の受忍＝泣き寝入りを強要する結果をもたらしたという、証拠至上主義の弊害とも言うべき問題を自ら生み出したことについて、曾我様御自身は一体どのように考えておられるのかを、私は知りたく考えております。

【これは例えば交通事故で、加害者は「自分のほうが青信号だった」と主張し、被害者は

「加害者は赤信号を無視していた」と主張している場合、一体どちらの言い分を信じればよいのか？ というのと同じ問題です。こういう場合には、どちらの当事者とも利害関係にない、第三者の目撃証言が重要になってきます。今回の事件では、目撃証言などの確かな証拠がない以上、不起訴処分とせざるを得ません。半沢さんが言う「証拠至上主義の弊害」の問題については、私にはどうすることもできません。】

(以下は12月23日付け問い合わせ状には記さなかった質問と回答)

(罪名のうち鉄道営業法違反に係る部分、つまり被告の2名の行動が「旅客...二対シ失行アリタルトキ」や「旅客...二危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」に該当するかどうかについては、どのように御判断なされたのですか?)

【これについても、犯人隠避と一緒に判断し、嫌疑不十分と結論づけました。】

(この事件に関して、警察から送られてきたり私が直接検察に提出したりした書類の一式は、最終的にはどうなるのですか?)

【一定期間保管した後に廃棄処分することになります。保管期間は事件によって異なります。】

### 3. その他(重箱の隅をつつくようで恐縮ですが...)

今回お送りいただいた処分通知書には「平成19年6月5日付けで告訴のあった...」とありましたが、私が告訴を行ったのは6月4日付けです。曾我様の単純ミスなのでしょうが、この誤記によって処分通知書の効力に影響が生じることはないのでしょうか? 曾我様が必要とお考えでしたら、訂正した処分通知書をお送りください。その場合、郵便局に責任のある事故で「出した」「届かない」と揉めるのはお互いに嫌ですから、せめて配達記録郵便でお送りいただければと思うのですが...

以上の各点について、詳細を御教示いただきたく考えております。

不起訴処分の理由の説明を聞くため私が再度貴庁を訪問する必要があるようでしたら、JRの「青春18きっぷ」の通用期間との関係で、来年1月18日(金曜日)までの間の午後をお願いしたく存じます。書面による御回答でも差し支えございませんが、曾我様からの御説明に対して更なる不明点が生じた場合のことを考えると、面接のほうがよいのかなと考えております。電話での御説明は御遠慮いただきたく存じます。

年内か年明け早々にお電話さしあげますので、面接と書面のどちらで御説明いただけるか、また面接の場合はその日時などについて、曾我様が御不在のときは明彦様から御伝言をいただけるよう、御手配いただければ幸いです。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第502-59-52034-5号

平成19(2007)年12月25日 名古屋中郵便局にて配達完了